

## 浦安市チャレンジショップの設置及び管理運営要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、浦安市チャレンジショップ（以下「チャレンジショップ」という。）の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 本市は、店舗型施設や専門家による経営相談の提供などを通じて、創業者の創業から事業者としての自立に至るまでを支援するために、チャレンジショップを設置する。

(名称及び位置)

**第3条** チャレンジショップの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
浦安市チャレンジショップ	浦安市入船一丁目2番1号 新浦安駅前プラザ1階

(用途)

**第4条** チャレンジショップの用途については、第2条の規定に基づき、創業者を支援するために開設する店舗型施設とする。

(事業)

**第5条** チャレンジショップは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 経営及び創業に関する相談に関すること。
- (2) 創業者の育成のための施設の提供に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、チャレンジショップの設置目的を達成するために必要な事業  
(利用時間及び休業日)

**第6条** チャレンジショップの利用時間及び休業日は、浦安市チャレンジショップ管理運営要領（以下「要領」という。）で定める。

(利用者の要件)

**第7条** チャレンジショップを利用できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 新たに創業しようとする者又はチャレンジショップの利用を開始する時点で創業後5年を経過しない者
- (2) 市が行う産業振興に関する施策事業に協力する者
- (3) チャレンジショップからの退去後、市内において事業を行う意思を有する者
- (4) その者の行う事業が次のいずれにも該当しない者
  - ア 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある事業
  - イ チャレンジショップを破損し、又は滅失するおそれがある事業
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員の利益になる事業
  - エ アからウまでに掲げるもののほか、チャレンジショップの施設又は附属設備を損傷するおそれがあるなど、管理上支障があると認められる事業
- (5) その他市長が必要と認める要件に該当する者

(利用の許可)

**第8条** チャレンジショップを利用しようとする者は、浦安市財産規則（平成8年規則第25号）に

基づく行政財産の使用許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(審査委員会の設置)

**第9条** 市長は、前条の規定による利用の許可について、浦安市附属機関の設置等に関する条例(令和4年条例第2号)第2条第1項の規定により設置した浦安市チャレンジショップ利用審査委員会(以下「審査委員会」という。)にチャレンジショップの利用候補者の審査を依頼し、審査委員会にあってはその結果を市長に報告するものとする。

(利用に関する協定)

**第10条** 利用者は、利用の許可を受けてからチャレンジショップの利用を開始するまでの間に、市長と利用に関する協定を締結する。

(利用の制限等)

**第11条** 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、チャレンジショップの利用を制限し、若しくは停止し、第8条の許可を取り消し、又はチャレンジショップからの退去を命ずることができる。

- (1) 浦安市財産規則及びこの要綱並びに要領又は協定に違反したとき。
- (2) チャレンジショップの管理の業務に従事する者の管理上の指示に従わないとき。
- (3) 第7条第4号に掲げる各事由に該当する事由が発生したとき。
- (4) その他要領に定めるチャレンジショップの管理上支障がある事由が発生したとき。

(意見の聴取)

**第12条** 市長は、必要があると認めるときは、第7条第4号ウに該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

(利用権の譲渡等の禁止)

**第13条** 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(行政財産使用料)

**第14条** 利用者は、行政財産使用料を納付しなければならない。

2 行政財産使用料の納付については、市長が要領で定めるところによる。

(光熱水費)

**第15条** 利用者は、市長に対し、その利用に係る水道料金、下水道料金および電気料金(以下「光熱水費」という。)を支払わなければならない。

2 光熱水費の支払いについては、市長が要領で定めるところによる。

(施設の模様替え等の承認)

**第16条** 利用者がチャレンジショップの利用に際し、これを模様替えし、又は設備等を付加しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(原状回復)

**第17条** 利用者は、その利用を終了したとき、又は第11条の規定により利用の許可を取り消し、若しくはその利用を中止されたときは、その利用に係る施設等を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を当該利用者から徴収する。

(損害賠償)

**第18条** 利用者は、故意又は過失により、チャレンジショップの施設又は設備を損傷し、又は滅

失したときは、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務等)

**第19条** 利用者及び利用者の業務に従事している者又は従事していた者は、チャレンジショップの利用に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(委任)

**第20条** この要綱に定めるもののほか、チャレンジショップの運営に関し必要な事項は、要領で定める。

#### 附 則

この要綱は、平成31年2月21日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。